明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

5　この省令において「旅客輸送船」とは、船舶設備規定第三百十一条の二十一条の二の告示で定める船舶をいう。

6・7　（略）

（水密甲板の設置）

第七条　沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならない。ただし、沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶（以下「沿岸小型船舶等」という。）であつて、旅客船又は旅客輸送船以外のものに設ける水密構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとすることができる。

2・3　（略）

（機関室口囲壁）

第十条　（略）

2　前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その他の開口には、風雨密に閉鎖することができる適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮して差し支えないと認めるものについては、この限りでない。

3　他動的損傷を受けるおそれのある場所に設ける閉鎖装置（前項の規定により備え付けるものに限る。）は、格子を設ける等適当な方法でこれを保護しなければならない。

4　第八条第二項の規定は、第二項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。

（甲板室及び船楼）

第十一条　（略）

2　（略）

3　他動的損傷を受けるおそれのある場所に設ける閉鎖装置（前項の規定により備え付けるものに限る。）は、格子を設ける等適当な方法でこれを保護しなければならない。

4　第八条第二項の規定は、第二項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

（水密隔壁の設置）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定によるほか、沿海以上の航行区域を有する小型船舶（沿海区域を航行区域とするものにあつては、旅客船及び旅客輸送船に限る。）にあつては、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮かんでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならない。

一　浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二　浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメートル以上であること。

5　次に掲げる小型船舶にあつては、前各項の規定によらないことができる。

一　沿岸小型船舶等（旅客船及び旅客輸送船を除く。）

二　総トン数五トン以上の小型船舶（旅客船及び旅客輸送船を除く。）又は総トン数五トン未満の小型船舶であつて、検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（定義）

第二条　（略）

2～4　（略）

（新設）

5・6　（略）

（水密甲板の設置）

第七条　沿海以上の航行区域を有する小型船舶には、水密構造の全通甲板又はこれに準ずる水密構造の甲板を設けなければならない。ただし、沿岸小型船舶及び二時間限定沿海小型船舶（以下「沿岸小型船舶等」という。）に設ける水密構造の甲板にあつては、船首暴露部のみとすることができる。

2・3　（略）

（機関室口囲壁）

第十条　（略）

2　前項の機関室口囲壁に設ける窓、出入口その他の開口には、風雨密に閉鎖することができる適当な閉鎖装置を備え付けなければならない。ただし、機関の運転中換気のため開放する天窓、通風筒等であつて、検査機関が当該天窓、通風筒等の構造等を考慮してさしつかえないと認めるものについては、この限りでない。

（新設）

3　第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。

（甲板室及び船楼）

第十一条　（略）

2　（略）

（新設）

3　第八条第二項の規定は、前項の開口の下縁の甲板上の高さについて準用する。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

（水密隔壁の設置）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定によるほか、近海以上の航行区域を有する小型船舶にあつては、いずれの一区画に浸水したときにおいても、次に掲げる要件を満足する平衡状態で当該小型船舶が浮んでいるような位置に水密隔壁を配置しなければならない。

一　浸水後の水線が浸水の可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。

二　浸水後のメタセンタ高さが五十ミリメートル以上であること。

5　旅客船以外の小型船舶であつて検査機関がその構造等を考慮して差し支えないと認めるもの及び沿岸小型船舶等にあつては、前各項の規定によらないことができる。